

相模原市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、秘書課の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年7月1日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

1 監査の期日

平成22年7月1日

2 監査の対象及び方法

この監査は、秘書課において、平成21年度（平成22年4月末日まで）に執行した、各事業の支出に関する事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

3 監査の結果

秘書課における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。